

アジア・アフリカ学術基盤形成事業 平成23年度 実施計画書

1. 拠点機関

日本側拠点機関：	名古屋大学大学院法学研究科
(ベトナム) 拠点機関：	ハノイ法科大学
(中国) 拠点機関：	中国政法大学
(モンゴル) 拠点機関：	モンゴル国立大学法学部
(ウズベキスタン) 拠点機関：	タシケント国立法科大学
(カンボジア) 拠点機関：	王立法経大学
(インドネシア) 拠点機関：	ガジャマダ大学法学部

2. 研究交流課題名

(和文)： 法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化
(交流分野： 法学)

(英文)： Strengthening Research Network of Interactive Comparative Law for Legal Assistance
(交流分野： Study of Law)

研究交流課題に係るホームページ：<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

3. 採用年度

平成21年度 (3年度目)

4. 実施体制

日本側実施組織

拠点機関：名古屋大学大学院法学研究科

実施組織代表者 (所属部局・職・氏名)：大学院法学研究科・法学研究科長・鮎京正訓

コーディネーター (所属部局・職・氏名)：大学院法学研究科・教授・市橋克哉

協力機関：

事務組織：研究協力部研究支援課、文系事務部経理課

相手国側実施組織

(1) 国 (地域) 名：ベトナム

拠点機関：(英文) Hanoi Law University

(和文) ハノイ法科大学

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） Rector, Hoang The Lien

協力機関：（英文） Ho Chi Minh City Law University

（和文） ホーチミン市法科大学

協力機関：（英文） Institute of State and Law

（和文） 国家と法研究所

（２）国（地域）名：中国

拠点機関：（英文） China University of Political Science and Law

（和文） 中国政法大学

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） School of Law, Professor, Ma Huai De

協力機関：（英文） National School of Administration

（和文） 国家行政学院

協力機関：（英文） Peking University Law School

（和文） 北京大学国際関係学院

（３）国（地域）名：モンゴル

拠点機関：（英文） National University of Mongolia, Faculty of Law

（和文） モンゴル国立大学法学部

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） Faculty of Law, Dean Sodovsuren

Narangerel

協力機関：（英文） National Legal Center of Mongolia

（和文） モンゴル国立法律センター

（４）国（地域）名：ウズベキスタン

拠点機関：（英文） Tashkent State Institute of Law

（和文） タシケント国立法科大学

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） Rector Mirzoyusuf Rustambaev

協力機関：（英文） University of World Economy and Diplomacy

（和文） 世界経済外交大学

（５）国（地域）名：カンボジア

拠点機関：（英文） Royal University of Law and Economics

（和文） 王立法経大学

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） Rector, Youk Ngoy

（６）国（地域）名：インドネシア

拠点機関：(英文) Gadjah Mada University, Faculty of Law

(和文) ガジャマダ大学法学部

コーディネーター (所属部局・職・氏名)：(英文) Faculty of Law, Lecturer, Denny

Indrayana

協力機関：(英文) Andalas University

(和文) アンダラス大学

協力機関：(英文) University of Indonesia

(和文) インドネシア大学

5. 全期間を通じた研究交流目標

1. 法整備支援のための総合的な比較法研究ネットワークをさらに発展させる

・これまで、名古屋大学日本法教育研究センターおよび学術交流協定を通じ法整備支援および法学研究に関するネットワークを構築してきた。本事業を通じ、国際開発協力、地域研究などの専門家が協力できるインタラクティブな比較法研究の場をさらに発展させる。また、このネットワークを通じて社会に根付くことのできる法整備支援のための研究交流をめざす。

2. 最新の法情報を継続的に共有する研究環境をさらに発展させる

・拠点機関と関連する機関（司法省、裁判所など）を活用し、最新の法情報を継続的に共有・活用するためのネットワークの発展をめざす。

・最新の情報を相互に提供する体制をいっそう強化し(多言語対応の web などを利用する)、また法令情報や判例情報などを共有する研究体制を整備する(情報の国際的な共有のためのデータ構造の標準化＝国際ルールの導入を図る)。

3. 関係国の法を研究する専門家の養成を図る

・拠点機関に付設する日本法教育研究センターを活用して、日本語で日本法を研究できる若手外国人研究者を養成する。

・拠点機関の所在する国を中心とした外国法を現地語で研究できる日本人研究者を養成する。

4. 次世代の研究者を養成するプログラムの導入(国際性のある研究者、実務家の養成)

・本事業により開催するシンポジウム・セミナー・研究会・ワークショップは、若手研究者が事務局を務め、アカデミックなプロジェクトの運営ノウハウを学ぶ機会とする。

・本事業で開催するシンポジウム・セミナー・研究会・ワークショップには、可能な限り実務家にも参加を呼びかけ、実務家と研究者の協力による国際交流を実現する場とする。

6. 前年度までの研究交流活動による目標達成状況

6-1 共同研究

(1) ベトナム

「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備」

近年、ベトナムはWTOに加盟し、計画経済から市場経済への移行を一層に進めている。本研究では、これに伴う法整備とその支援の現状について評価するための共同研究に取り組む。22年度は、①ベトナムの経済法改革の現状と問題点について検討するとともに、②経済法分野における法整備支援の課題に関して、欧米支援機関およびベトナムの研究者・実務家と討議するために、経済法セミナー“Sustainable Technology Transfer”(22年10月、ホーチミン市、ハノイ法科大学・ホーチミン市法科大学・ルンド大学・名古屋大学の共催)にてワークショップを開催し、報告・討議を行った。本セミナーは、研究成果を広く社会に還元するとともに、当該分野における若手研究者交流を促進するために、研究者・実務家・学生に広く公開された。

(2) 中国

①「中国における行政法改革」

日本側研究拠点では、アジア・アフリカ学術基盤形成事業「アジア法整備支援のための実務・研究融合型比較法研究拠点」(17～19年度)において、拠点機関、協力機関である中国政法大学が中心となってとりまとめた行政訴訟法改正草案と国家賠償法改正草案のたたき台(学者建議草案)の逐条検討、そして、昨年は東京で開催した第9回東アジア行政法学会(2010年12月)において地方政府の役割や行政のコントロールの検討を行い、これをつうじて、日中の行政法改革に関する理論および実務の比較検討を行ってきた。そして、22年度は、中国の国内法整備の地方における展開をさらに深く検討するために、23年3月にハルビン市で行政復議条例に関する調査を行うとともに、中国の行政法学者たちと討論を行った。

②「WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続」

本研究では、WTO加盟が中国国内法整備に与えた影響や中日を当事者とする紛争とその処理の分析、および日本のWTO法制に関する理論および実務と中国のそれとの比較研究を行い、これらの成果から中国も加わった新たな国際紛争解決システムの構築に向けた提言を行うことを目指している。22年度には、中国の経済法改革とベトナムの経済法改革の比較研究を行い、中国の国内法整備と国際紛争解決手続について検討した。

(3) モンゴル

「モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究」

本研究では、憲法裁判所、行政裁判所、人権委員会の活動を分析し、その役割を他の体

制移行国の事例と比較研究することにより、モンゴルの立憲主義の特徴と課題について明らかにすることを旨とする。この研究により、モンゴルの若手研究者、司法機関の職員、法曹実務家、国際機関の現地職員と日本人若手研究者・法曹実務家の若手研究者ネットワークが構築されることが期待される。22年度は、比較行政法に関する研究会（モンゴル国立大学法学部・モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所・モンゴル国立法律センター・名古屋大学の共催）を22年9月にモンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所で開催し、モンゴルにおいて立憲主義が発展するための具体的な保障としての行政法改革について検討を行った。本研究会は、研究成果を社会に還元するために、研究者・実務家・学生・市民に広く公開された。

（４）ウズベキスタン

「立憲主義と法の支配」

本研究では、タシケント法科大学との多面的な研究・教育交流を行っており、この実績を踏まえた共同研究として、独立後まだ10数年という若い国ウズベキスタンにおける国づくりの基本である立憲主義と法の支配の確立を支援する共同研究を行っている。22年度は、立憲主義と法の支配に関する比較法研究のセミナー（タシケント国立法科大学・ウズベキスタン司法省・名古屋大学の共催、2010年9月）をタシケント国立法科大学で開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たちと討論を行った。本研究会の内容は報告書（ロシア語）として刊行され、広く社会に還元するために、ウズベキスタンの主要図書館に寄贈された。

（５）カンボジア

「カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究」

カンボジアでは、近年採択された民法、民事訴訟法と刑事訴訟法のほか、労働法、商法等の分野にも紛争解決のための特別法や特別制度が設けられている。本研究では、それぞれの法・制度を設計し、運営している関係者または研究者と共同研究を行うことにより、それらの制度の特徴を明らかにし、紛争解決のための法整備に対して「法の支配」や「人間の安全保障」の観点から分析し、検討するための専門家ネットワークの構築を目指している。22年度は、カンボジア側の研究者およびハーバード大学エンチン研究所とともに、カンボジア比較法学会を共催し、カンボジアの行政法改革、証券取引法改革、法学教育改革等、カンボジアに対する法整備支援の課題について検討を行った。本学会には、アメリカ・フランス・ドイツ、韓国等の法整備支援に携わる専門家も多く参加し、議論した。また、本学会は研究成果を広く社会に還元するために、研究者・実務家・学生に公開された。

（６）インドネシア

「インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定」

本研究では、スハルト退陣後 10 年を経たインドネシアにおける法制改革の現状について、日本側研究者とインドネシア側研究者が共同で研究・議論を行い、本事業に基づくインドネシアに関する研究課題を明らかにすることを目指し、「法の支配」をめぐる法整備・制度整備について、その現状及び問題点の検討に焦点を当てる。22 年度は、インドネシア政党法改正の影響に関する調査を行い、政党法の改正内容とそれに対する法学者・政治学者の見解を明らかにするとともに、現地での研究状況に関して意見交換を行った。

6-2 セミナー

「日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と市場経済移行のもとでの行政法の変化～行政法モデルと比較行政法の理論を求めて～」(2011 年 1 月 30 日、三重大学メディアホール・三重県津市)

本セミナーでは、中国・ベトナム・カンボジア・インドネシアの法律実務家・法学者たちが市場経済移行過程にある各国の行政法の変化をどのように捉えるかについて報告し、行政法整備支援の実施国である欧米における行政法の変化との比較行政法研究の必要性和可能性について検討した。現在の市場経済移行諸国の行政法の変化は、市場経済移行とグローバル化が重なり合う状況で進行しており、行政法整備支援を実施する日本や欧米諸国の行政法も同じくグローバル化の影響を受けている。したがって、グローバル化がもたらす法変動と法空間が、アジア、日本、そして欧米の行政法にどのような影響をもたらしているか、その複眼的な比較を行い、それを踏まえて行政法の変化と進化を説明する社会理論と行政法モデルを考察する「比較行政法の理論」の発展が必要とされている。本シンポジウムでは、この比較行政法の理論をめぐって活発な議論が展開され、今後も比較行政法の理論研究のための国際的ネットワークを発展させていくことが合意された。

6-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

22 年度の研究者交流活動には、博士後期課程の大学院生、研究員、特任講師などの若手研究者を中心に参加させた。将来的には、彼らを今後の共同研究の中核として養成していく計画である。

- ①ベトナム・大学院生 1 名派遣（ベトナム経済刑法の調査）
- ②中国・大学院生 1 名派遣（中国ハルビンでの行政法調査）
- ③ウズベキスタン・大学院生の派遣（ウズベキスタンの行政法調査）
- ④モンゴル・准教授 1 名の受入（モンゴル・日本の商法の比較研究）

7. 平成23年度研究交流目標

①共同研究・研究者交流

各拠点に設置した共同研究チームによる研究活動を推し進め、研究会・調査に若手研究者を積極的に参加させる。具体的には、(1) 最終年度の成果として本事業終了後も継続して法情報の収集を可能とする研究協力体制を構築し、(2) これまでの研究成果を踏まえた新しい比較法研究のあり方に関する方向性を提言し、(3) 若手研究者が個々の共同研究や研究者交流に参加することにより、アカデミックな活動の運営ノウハウを実地で学ぶ機会を提供するとともに、海外の研究者・実務家とのネットワークを構築することにより国際的なキャリアパスを構築することを支援する。また、必要に応じて研究拠点への研究者派遣及び招聘を行い、事業終了後も研究交流を維持できる研究協力体制の構築を強化する。

②学術会合（研究拠点代表者によるセミナー）

日本で「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究」セミナー（S-1）開催を予定している。このセミナーは、体制移行諸国に対する行政法分野における法整備支援のこれまでの学術的成果と研究拠点の持つ課題について討議することを目的とし、(1) 法整備支援に結びついた多様な法情報の収集と、それに基づいた分析を踏まえた新しい比較法研究の構築、(2) 法整備支援と結びついた新しいキャパシティービルディングの構築に向けた国際協力のあり方について検討する。本セミナーには、国内の若手研究者や留学生に積極的な参加を呼びかけ、日本人の若手研究者・大学院生に国際的な学術会合に出席・報告する機会を提供することにより、海外の研究者・実務家とのネットワークを構築し、国際的なキャリアパスを形成することを支援する。

8. 平成23年度研究交流計画概要

8-1 共同研究

本事業は、ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジアにおける名古屋大学日本法教育研究センター、および学術交流協定を通じて名古屋大学が構築してきた法整備支援および法学研究に関するネットワークを、本事業による研究交流を通じて、国際開発協力・地域研究などの専門家が協力できるインタラクティブな比較法研究の場として発展させること、そして研究交流によって次世代の若手研究者を育成することを目指している。

本事業が対象とする6カ国は、それぞれ直面する状況は異なるものの、計画経済から市場経済への移行、あるいは独裁から民主主義への移行という共通の社会状況にあり、移行のための法整備支援の現状と課題という共通の視点から見ることにより、それぞれの国に共通する課題と固有の問題点という移行国の法と社会に関する全体像を描くことができると考える。この研究交流を行うことにより、社会に根付くことのできる法制度をいかに整備するか、そのためにはどのような支援が有効か、という現在世界にとっての最重要課題

への示唆を得ることができる。と考える。

23年度の研究交流は、各国ごとに、(1) 最終年度の成果として、本事業終了後も継続して法情報の収集を可能とする研究協力体制を構築し、(2) これまでの研究成果を踏まえた新しい比較法研究のあり方に関する方向性を提言し、(3) 若手研究者が個々の共同研究や研究者交流に参加することにより、アカデミックな活動の運営ノウハウを実地で学ぶ機会を提供するとともに、海外の研究者・実務家とのネットワークを構築することにより国際的なキャリアパスを構築することを支援する。また、必要に応じて研究拠点への研究者派遣及び招聘を行い、事業終了後も研究交流を維持できる研究協力体制の構築を強化する。

(1) ベトナム

「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備」

本研究では、23年度には、ベトナムにおける国際的な法学教育支援について検討するために、ドナー諸国（日本・フランス・ドイツ等）による法学教育支援の比較分析に関するセミナーをハノイ法科大学で開催する予定である（名古屋大学とハノイ法科大学の共催）。なお、本セミナーは、研究者・実務家・学生に広く公開される予定である。

(2) 中国

①「中国における行政法改革」

本研究では、23年度には、これまでの研究成果にもとづき、地方が独自に進めている行政法改革の取り組みの成果と課題をまとめるとともに、中央政府と地方独自の行政法改革との関係を比較検討するために、北京でワークショップを開催する。

②「WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続」

本研究では、23年度には、WTO加盟後の中国の経済発展の負の側面である環境問題に関する法規制および紛争解決の諸制度について検討するために、北京でワークショップを開催する。

(3) モンゴル

「モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究」

本研究では、23年度には、モンゴルの行政訴訟に関するワークショップを開催し（モンゴル国立大学法学部・モンゴル国立法律センター・モンゴル行政裁判所・名古屋大学の共催）、モンゴルの憲法・行政法学者・裁判官、およびドイツ等の法整備支援の専門家たちとモンゴルの行政訴訟の現状と可能性について検討を行う。本ワークショップは、研究者・実務家・学生・市民に広く公開される予定である。

(4) ウズベキスタン

「立憲主義と法の支配」

本研究では、23年度は、このところ加速しつつある法改革の代表例である行政手続法、許可法および行政処罰法の改正に関するワークショップ（タシケント国立法科大学・ウズベキスタン司法省・名古屋大学の共催）をタシケント国立法科大学で開催し、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たち、および行政実務家と討論を行う。

（５）カンボジア

「カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究」

本研究では、23年度には、カンボジア王立法経大学、およびドナー諸国（日本・フランス・ドイツ・アメリカ・オーストラリア）の大学・支援機関と協力して、カンボジア比較法学会においてカンボジア法整備支援の手法の比較研究に関するセッションを開催する。本セッションは、研究者・実務家・学生・市民に広く公開される予定である。

（６）インドネシア

「インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定」

本研究では、23年度には、スハルト退陣後の政党と行政組織の関係について地方調査を継続し、政党法改正などの法改革によるインドネシアの地方政治の変化を検証する。本調査により、インドネシアにおける開発独裁体制から民主主義体制への体制移行の地方における進展の実態を検証することにつながると期待される。

8-2 セミナー

「日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業：「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究」セミナー（2012年2月4日～5日、名古屋大学・名古屋市）」

本事業の課題に応えるために、（１）法整備支援に結びついた多様な法情報の収集と、それに基づいた分析を踏まえた新しい比較法研究の構築、（２）法整備支援と結びついた新しいキャパシティービルディングの構築に向けた国際協力のあり方について検討する国際セミナーを開催する。セミナーの第一部では、グローバル化に伴う先進国における新しい法規制の手法、同様にグローバル化にさらされるアジア諸国の法規制の変化に関する比較研究を行い、第二部では、アジア諸国におけるグローバル化に対する法律家・法学者の養成について検討を行う。

8-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

今年度の研究者交流活動には、博士後期課程の大学院生、研究員、特任講師などの若手研究者を中心に参加させる。将来的には、彼らを今後の共同研究の中核として養成していく計画である。

- ①ベトナム・大学院生1名派遣（ベトナムにおける経済刑法改革の調査）
- ②中国・大学院生1名派遣（アジア憲法フォーラムへの参加）
- ③中国・准教授1名派遣（アジア憲法フォーラムへの参加）
- ④ウズベキスタン・大学院生1名派遣（ウズベキスタン行政法・行政訴訟の調査）
- ⑤インドネシア・大学院生1名派遣（インドネシア政治改革の調査）

9. 平成23年度研究交流計画総人数・人日数

9-1 相手国との交流計画

派遣先 派遣元	日本 〈人/人日〉	ベトナム 〈人/人日〉	中国 〈人/人日〉	モンゴル 〈人/人日〉	ウズベキスタ ン〈人/人日〉	カンボジア 〈人/人日〉	インドネシア 〈人/人日〉	合計
日本 〈人/人日〉		3/17	4/20	2/12	3/21	2/10	2/12	16/92
ベトナム 〈人/人日〉	1/5		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/5
中国 〈人/人日〉	1/5	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	1/5
モンゴル 〈人/人日〉	1/5	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	1/5
ウズベキスタン 〈人/人日〉	1/7	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	1/7
カンボジア 〈人/人日〉	1/5	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	1/5
インドネシア 〈人/人日〉	1/5	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		1/5
合計 〈人/人日〉	6/32	3/17	4/20	2/12	3/21	2/10	2/12	22/124

※各国別に、研究者交流・共同研究・セミナーにて交流する人数・人日数を記載してください。（なお、記入の仕方の詳細については「記入上の注意」を参考にしてください。）

※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入してください。（合計欄は（ ）をのぞいた人・日数としてください。）

9-2 国内での交流計画

2/6 〈人/人日〉

10. 平成23年度研究交流計画状況

10-1 共同研究

整理番号	R-1	研究開始年度	平成21年度	研究終了年度	平成23年度																				
研究課題名	(和文) 体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備 (英文) Preparation consultations on a theoretical and analytical framework for research on legal reforms in transitional countries and international assistance in legal education																								
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授 (英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University																								
相手国側代表者 氏名・所属・職	Le Minh Tam, Rector, ハノイ法科大学																								
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">派遣先</th> <th style="text-align: center;">日本</th> <th style="text-align: center;">ベトナム</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">派遣元</th> <th style="text-align: center;"><人/人日></th> <th style="text-align: center;"><人/人日></th> <th style="text-align: center;"><人/人日></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日本 <人/人日></td> <td style="text-align: center;">0/0</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ベトナム <人/人日></td> <td style="text-align: center;">0/0</td> <td style="text-align: center;">0/0</td> <td style="text-align: center;">0/0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計 <人/人日></td> <td style="text-align: center;">0/0</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> </tr> </tbody> </table> ② 国内での交流 0人/0人日					派遣先	日本	ベトナム	計	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	日本 <人/人日>	0/0	2/10	2/10	ベトナム <人/人日>	0/0	0/0	0/0	合計 <人/人日>	0/0	2/10	2/10
派遣先	日本	ベトナム	計																						
派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>																						
日本 <人/人日>	0/0	2/10	2/10																						
ベトナム <人/人日>	0/0	0/0	0/0																						
合計 <人/人日>	0/0	2/10	2/10																						
23年度の研究交流活動計画	23年度は、ベトナムにおける国際的な法学教育支援について検討するために、ドナー諸国（日本・フランス・ドイツ等）による法学教育支援の比較分析に関するセミナーをハノイ法科大学で開催する予定である（名古屋大学とハノイ法科大学の共催）。なお、本セミナーは、研究者・実務家・学生に広く公開される予定である。																								
期待される研究活動成果	23年度は、①ベトナムの経済法分野における人材養成という法整備支援の一環としての法学教育支援の現状と課題を明らかにすること、②ベトナムの法律家・法学者の養成制度の現状と課題を明らかにすることが期待される。																								
日本側参加者数	17名 (13-1 日本側参加者リストを参照)																								
(ベトナム) 国側参加者数	12名 (13-2 (ベトナム) 国側参加者リストを参照)																								

整理番号	R-2	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) 中国における行政法改革				
	(英文) Administrative law reform in China				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授				
	(英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Ma Huai De, Professor, 中国政法大学・教授				
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 〈人/人日〉	中国 〈人/人日〉	計 〈人/人日〉	
	日本 〈人/人日〉		1/5	1/5	
	中国 〈人/人日〉	0/0		0/0	
	合計 〈人/人日〉	0/0	1/5	1/5	
	② 国内での交流 0人/0人日				
23年度の研 究交流活動計画	23年度には、これまでの研究成果にもとづき、地方が独自に進めている行政法改革の取り組みの成果と課題をまとめるとともに、中央政府と地方独自の行政法改革との関係を比較検討するために、北京でワークショップを開催する。				
期待される研 究活動成果	23年度は、①地方独自の行政法改革の取り組みの成果と課題を明らかにすること、②中央政府と地方独自の行政法改革の関係を明らかにすること、③中央・地方の行政法改革に対するアメリカ・日本の法整備支援の現状と課題を明らかにすることが期待される。				
日本側参加者数					
	10 名	(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(中国) 国側参加者数					
	10 名	(13-2 (中国) 国側参加者リストを参照)			
() 国 (地域) 側参加者数					
	名	(13-3 () 国 (地域) 側参加者リストを参照)			

整理番号	R-3	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続 (英文) Reform of domestic laws after accession to the WTO and the role of international dispute settlement				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 佐分晴夫・名古屋大学副総長 (英文) Haruo Saburi, Vice-President, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	辛崇陽・中国政法大学国際法学院・助教授				
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 <人/人日>	中国 <人/人日>	<人/人日>	計 <人/人日>
	日本 <人/人日>		1/5		1/5
	中国 <人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	1/5		1/5
	② 国内での交流 0人/0人日				
23年度の 研究交流活動計画	23年度には、WTO加盟後の中国の経済発展の負の側面である環境問題に関する法規制および紛争解決の諸制度について検討するために、北京でワークショップを開催する。				
期待される研究 活動成果	23年度は、①経済発展に伴う環境問題をめぐる法規制と紛争処理制度の課題を明らかにすること、②環境問題をめぐる法規制と紛争処理制度に対する法整備支援の現状と課題を明らかにすることにより、本研究の最終目標である中国も加わった新たな東アジア地域におけるグローバルな法規制および紛争解決システムの構築に向けた共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
12名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(中国) 国側参加者数					
5名		(13-2 (中国) 国側参加者リストを参照)			
() 国(地域) 側参加者数					
名		(13-3 () 国(地域) 側参加者リストを参照)			

整理番号	R-4	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究 (英文) Comparative study of Constitutionalism in Mongolia				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 杉浦一孝・名古屋大学大学院法学研究科・教授 (英文) Kazutaka Sugiura, Nagoya University, Graduate School of Law, Professor				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Sodovsuren Narangerel, National University of Mongolia, Faculty of Law, Dean, モンゴル国立大学法学部・法学部長				
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 <人/人日>	モンゴル <人/人日>	<人/人日>	計 <人/人日>
	日本 <人/人日>		2/12		2/12
	モンゴル <人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	2/12		2/12
	② 国内での交流 0人/0人日				
23年度の 研究交流活動計画	23年度は、モンゴルの行政訴訟に関するワークショップを開催し（モンゴル国立大学法学部・モンゴル国立法律センター・モンゴル行政裁判所・名古屋大学の共催）、モンゴルの憲法・行政法学者・裁判官、およびドイツ等の法整備支援の専門家たちとモンゴルの行政訴訟の現状と可能性について検討を行う。本ワークショップは、研究者・実務家・学生・市民に広く公開される予定である。				
期待される研究 活動成果	23年度は、①モンゴルの行政訴訟の現状と可能性を明らかにすること、②モンゴルの行政法改革に対する法整備支援の現状と課題を明らかにすること、③当該分野における日本・モンゴルの若手研究者の交流を促進することが期待される。				
日本側参加者数					
15 名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(モンゴル) 国側参加者数					
9 名		(13-2 (モンゴル) 国側参加者リストを参照)			
() 国 (地域) 側参加者数					
名		(13-3 () 国 (地域) 側参加者リストを参照)			

整理番号	R-5	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) 立憲主義と法の支配				
	(英文) Constitutionalism and Rule of Law				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授				
	(英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Mirzoyusup Rustambaev, Rector, タシケント国立法科大学・学長				
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先	日本	ウズベキスタン		計
	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>		2/14		2/14
	ウズベキスタン <人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	2/14		2/14
② 国内での交流					0人0/人日
23年度の 研究交流活動計画	23年度は、このところ加速しつつある法改革の代表例である行政手続法、許可法および行政処罰法の改正に関するワークショップ（タシケント国立法科大学・ウズベキスタン司法省・名古屋大学の共催）をタシケント国立法科大学で開催し、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たち、および行政実務家と討論を行う。				
期待される研究 活動成果	23年度は、①ウズベキスタンの行政手続関連法令の改正に関する現状と課題を明らかにすること、②ウズベキスタンの行政処罰法、許可法等の改正に関する現状と課題を明らかにすることをめざす。これらのワークショップにより、本研究の最終目標であるウズベキスタンの立憲主義・法の支配の確立を支援する共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
11 名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(ウズベキスタン) 国側参加者数					
8 名		(13-2 (ウズベキスタン) 国側参加者リストを参照)			
() 国 (地域) 側参加者数					
名		(13-3 () 国 (地域) 側参加者リストを参照)			

整理番号	R-6	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究 (英文) Comparative studies of rule-making for dispute settlement in Cambodia				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) コンティリ・名古屋大学法政国際教育協力研究センター・准教授 (英文) Kuong Teilee, Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University, Associate Professor				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Youk Ngoy, Rector, カンボジア王立法経大学				
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先	日本 <人/人日>	カンボジア <人/人日>		計 <人/人日>
	派遣元				
	日本 <人/人日>		2/10		2/10
	カンボジア <人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	2/10		2/10
	② 国内での交流 0人/0人日				
23年度の 研究交流活動計画	23年度は、カンボジア王立法経大学、およびドナー諸国（日本・フランス・ドイツ・アメリカ・オーストラリア）の大学・支援機関と協力して、カンボジア比較法学会においてカンボジア法整備支援の手法の比較研究に関するセッションを開催する。本セッションは、研究者・実務家・学生・市民に広く公開される予定である。				
期待される研究 活動成果	23年度は、①カンボジアに対する様々な法分野での法整備支援の現状と課題を明らかにすること、②カンボジアに対する法学教育支援の現状と課題を明らかにすることをめざす。本セッションを開催することにより、法学者、実務家、および法整備支援の専門家たちとの討論を行うことにより、本研究の最終目標であるカンボジアの紛争解決のための法整備を検討する専門家ネットワークの構築を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
	7 名	(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(カンボジア) 国側参加者数					
	11 名	(13-2 (カンボジア) 国側参加者リストを参照)			

整理番号	R-7	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定				
	(英文) Agenda Setting for research on the Indonesian legal reform —Current situation of legal system in Indonesia: 10 years after the Reformation.				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 島田弦・名古屋大学大学院・国際開発研究科・准教授				
	(英文) Shimada Yuzuru, Associate Professor, Graduate School of International Development, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Denny Indrayana, Ph.D. Faculty of Law, Gadjah Mada University, ガジャマダ大学法学部・講師				
交流予定人数 (※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先	日本	インドネシア		計
	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>		1/5		1/5
	インドネシア <人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	1/5		1/5
② 国内での交流					
		0人/0人日			
23年度の研 究交流活動計画	23年度は、スハルト退陣後の政党と行政組織の関係について地方調査を継続し、政党法改正などの法改革によるインドネシアの地方政治の変化を検証する。本調査により、インドネシアにおける開発独裁体制から民主主義体制への体制移行の地方における進展の実態を検証することにつながると期待される。				
期待される研 究活動成果	23年度は、①スハルト退陣後のインドネシアの政党や行政組織に関する法改革の現状と課題を明らかにすること、②インドネシアの地方行政組織の改革をめぐる研究動向を明らかにすることをめざす。本研究を実施することにより、インドネシアにおける開発独裁体制から民主主義体制への体制移行の地方における進展を検証する共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
2名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(インドネシア) 国側参加者数					
8名		(13-2 (インドネシア) 国側参加者リストを参照)			

10-2 セミナー

整理番号	S-1
セミナー名	(和文) 日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業:「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究」セミナー
	(英文) JSPS AA Science Platform Program: Seminar on Interactive Comparative Law for Legal Assistance
開催時期	平成24年2月4日 ~ 平成24年2月5日 (2日間)
開催地(国名、都市名、会場名)	(和文) 日本・名古屋市・名古屋大学
	(英文) Japan, Nagoya, Nagoya University
日本側開催責任者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授
	(英文) Katsuya Ichihashi, Graduate School of Law, Nagoya University, Professor

参加者数

派遣先 派遣元	セミナー開催国 (日本)	
	A.	B.
日本 〈人/人日〉	2/6	0/0
	19/38	
ベトナム 〈人/人日〉	1/5	0/0
	0/0	
	0/0	
中国 〈人/人日〉	1/5	0/0
	0/0	
	0/0	
モンゴル 〈人/人日〉	1/5	0/0
	0/0	
	0/0	
ウズベキスタン 〈人/人日〉	1/7	0/0
	0/0	
	0/0	
カンボジア 〈人/人日〉	1/5	0/0
	0/0	
	0/0	

インドネシア 〈人/人日〉	A.	1/5
	B.	0/0
	C.	0/0
合計 〈人/人日〉	A.	8/38
	B.	0/0
	C.	19/38

A. セミナー経費から負担

B. 共同研究・研究者交流から負担

C. 本事業経費から負担しない（参加研究者リストに記載されていない研究者は集計しないでください。）

<p>セミナー開催の目的</p>	<p>①法整備支援のための比較法研究ネットワークの構築、②法情報を継続的に共有する研究環境の発展、③関係国の法を研究する専門家の養成、④次世代の研究者を養成するためのプログラムの導入、という本事業の課題に応えるために、（１）法整備支援に結びついた多様な法情報の収集と、それに基づいた分析を踏まえた新しい比較法研究の構築、（２）法整備支援と結びついた新しいキャパシティービルディングの構築に向けた国際協力のあり方について検討する国際セミナーを開催する。</p> <p>セミナーの第一部では、グローバル化に伴う先進国における新しい法規制の手法、同様にグローバル化にさらされるアジア諸国の法規制の変化に関する比較研究を行い、第二部では、アジア諸国におけるグローバル化に対する法律家・法学者の養成について検討を行う。</p> <p>本セミナーを開催することにより、本事業の成果をとりまとめ、今後の課題を明らかにすることが期待される。</p>
<p>期待される成果</p>	<p>本セミナーを開催することにより、①冷戦終結から20年を経て登場しつつあるグローバル空間におけるグッドガバナンスの確立に向けた法整備支援の理論を構築すること、②変化の中にあるアジア諸国における法情報の継続的収集体制の構築に向けた協議を行うこと、③アジア諸国と日本における次世代の研究者・実務家の育成のための手法の開発と協力に向けた協議を行うことが期待される。</p>

セミナーの運営組織		名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター 「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究」セミナー 実行委員会（実行委員長：市橋克哉・教授、事務局：牧野絵美・助手）	
開催経費 分担内容 と概算額	日本側	内容	金額
		国内旅費	70千円
		外国旅費	939千円
		謝金（翻訳・通訳・アルバイト）	237千円
		消耗品購入費	104千円
		その他の経費（音声機材レンタル、印刷費、郵送費）	650千円
		外国旅費・謝金等に係る消費税	62千円
		合 計	2,062千円
	() 国（地域）側	内容	金額
	() 国（地域）側	内容	金額

10-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

① 相手国との交流

派遣元	派遣先					
	日本 〈人/人日〉	ベトナム 〈人/人日〉	中国 〈人/人日〉	ウズベキス タン 〈人/人日〉	インドネシア 〈人/人日〉	計 〈人/人日〉
日本 〈人/人日〉		1/7	2/10	1/7	1/7	5/31
〈人/人日〉						
〈人/人日〉						
合計 〈人/人日〉	0/0	1/7	2/10	1/7	1/7	5/31

② 国内での交流

0人/0人日

所属・職名 派遣者名	派遣・受入先 (国・都市・機関)	派遣時期	用務・目的等
名古屋大学大学院法学研究科・博士前期課程・金井怜己	ベトナム・ハノイ・ハノイ法科大学	2011年8月	ベトナム経済刑法改革の調査
名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程・曾根加奈子	中国・香港・香港大学	2011年12月	第4回アジア憲法フォーラムへの参加
名古屋大学大学院法学研究科・准教授・大河内美紀	中国・香港・香港大学	2011年12月	第4回アジア憲法フォーラムへの参加
名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程・ジュラベック	ウズベキスタン・タシケント・タシケント法科大学	2011年5月	ウズベキスタン行政法・行政訴訟の調査
名古屋大学大学院国際開発研究科・博士後期課程・櫻井雅俊	インドネシア・ジャバジャカルタ・ガジャマダ大学	2011年8月	インドネシア政治改革の調査

1 1. 平成23年度経費使用見込み額

(単位 円)

	経費内訳	金額	備考
研究交流経費	国内旅費	70,000	国内旅費、外国旅費の合計は、研究交流経費の50%以上であること。
	外国旅費	3,731,000	
	謝金	237,000	
	備品・消耗品購入費	104,000	
	その他経費	650,000	
	外国旅費・謝金等に係る消費税	208,000	
	計	5,000,000	研究交流経費配分額以内であること
委託手数料		500,000	研究交流経費の10%を上限とし、必要な額であること。また、消費税額は内額とする。
合計		5,500,000	

1 2. 四半期毎の経費使用見込み額及び交流計画

	経費使用見込み額 (円)	交流計画人数<人/人日>
第1四半期	1,085,000	5/33
第2四半期	1,201,000	7/39
第3四半期	326,000	2/10
第4四半期	2,388,000	10/48
合計	5,000,000	24/130